

◎貸出申請される時の留意事項

貸出申請をされる場合は、下記の実施要項抜粋を熟知のうえ、提出して下さい。

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会における福祉自動車貸出事業実施要項抜粋

～サイドリフトアップシート車・スロープタイプ車・軽トラック～

(利用者)

第3条 この事業の利用者は、香芝市社会福祉協議会の会員で、次の各号に定める者のうち他の移送手段がない者とする。

- (1)本市に居住し、車椅子等を使用しなければ他に外出困難な者
- (2)地域福祉推進組織
- (3)その他社協会長(以下「会長」という。)が必要と認めた者

(実施方法)

第6条 この事業は次の方法で実施する。

- (1)運転手については、利用者(又は申請者)が確保し、満21歳以上で普通自動車運転免許証保持者とする。

(利用者等の責務)

第8条 利用者及び運転者は、次の各号の責務を負う。

- (1)貸出車両の利用者及び運転手は、貸出車両の使用方法を厳守し利用しなければならない。
- (2)貸出車両の利用者及び運転手は、貸出車両の利用日時を厳守し、遅滞の場合は必ず当社会福祉協議会((76-7107)まで連絡をすること。
- (3)貸出車両の運転手は、交通法規を厳守し、安全運転に心掛けなければならない。
- (4)貸出車両の運転手は、交通事故等により搭乗者及び他人を死傷させたり、他人の財産に損害を与えた場合、自己の責任において処理しなければならない。
- (5)貸出車両は、利用者を搬送するものであって、物品など利用目的以外の用途で使用してはならない。ただし、軽トラックは物品運搬用とする。
- (6)利用者及び運転手は、その責に帰すべき理由によりリフト車を破損し、または滅失したときは、賠償しなければならない。